

移動等円滑化の目標に関する基本方針の改正について（案）

平成30年11月

1. 車両等の目標値の追加・修正について

○今般のバリアフリー法改正に伴い、貸切バス及び遊覧船等がバリアフリーの適合基準対象に追加されたことから、基本方針において、これらの目標値を新しく設定する。

○また、この際、平成32年度の目標値を達成する見込みである福祉タクシーについても、高齢者一人当たりの平均外出回数やユニバーサルツーリズムの推進の観点等政策課題の高まりを踏まえ、目標を上方修正することとする。なお、航空機についても、交通政策基本計画（平成27年閣議決定）にあわせて、修正を行う。

	現在の目標値（H32年度末まで）	平成29年度末実績	目標値案（H32年度末まで）
貸切バス車両	—	1,699台	約2,100台を導入
旅客船（旅客不定期航路事業の用に供するものを含む。）	一般旅客定期航路事業の用に供する総隻数約800隻*のうち約50%に当たる約400隻を移動等円滑化	43.8%	一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約700隻*のうち約50%に当たる約350隻を移動等円滑化
福祉タクシー車両	約28,000台を導入	20,113台	約44,000台を導入
航空機	総機数約530機*のうち約90%の480機を移動等円滑化	97.8%	総機数約620機*のうち原則全ての航空機を移動等円滑化

※構造上の理由等により、バリアフリー化が困難なものを除いた数。

2. 旅客施設の「地域の実情」に関する例示の追加

○移動等円滑化の促進に関する基本方針においては、1日当たりの平均的な利用者数が3000人未満である旅客施設について、「地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。」としている。

○今般、バリアフリー法の改正によって、市町村の努力義務として、移動等円滑化促進方針制度の作成・見直しが規定されるとともに、基本構想の作成・見直しについても、市町村の努力義務に改正されたことを踏まえ、「地域の実情」の例示として、「基本構想及び移動等円滑化促進方針の作成状況」を明記することとし、下記のとおり、修正する。

新	旧
これ以外の（鉄軌道駅／バスターミナル／旅客船ターミナル／航空旅客ターミナル施設）についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえ、 <u>基本構想及び移動等円滑化促進方針の作成状況その他の地域の実情に鑑み</u> 、移動等円滑化を可能な限り実施する。	これ以外の（鉄軌道駅／バスターミナル／旅客船ターミナル／航空旅客ターミナル施設）についても、 <u>地域の実情に鑑み</u> 、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。